

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月21日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号																																																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	ハローズ大野原店 観音寺市大野原町大野原3912番 外																																																				
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ハローズ</td> <td>午前0時</td> <td>午後12時</td> </tr> <tr> <td>株式会社コメリ</td> <td>午前8時</td> <td>午後10時</td> </tr> <tr> <td>株式会社ザグザグ</td> <td>午前8時</td> <td>午後10時</td> </tr> <tr> <td>株式会社ワツツ</td> <td>午前8時</td> <td>午後10時</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ハローズ</td> <td>午前0時</td> <td>午後12時</td> </tr> <tr> <td>株式会社コメリ</td> <td>午前8時</td> <td>午後10時</td> </tr> <tr> <td>株式会社ザグザグ</td> <td>午前8時</td> <td>午後12時</td> </tr> <tr> <td>株式会社ワツツ</td> <td>午前8時</td> <td>午後10時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 【変更前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>荷さばき施設No.</th> <th>荷さばき可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷さばき施設1</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設2</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設3</td> <td>午前0時00分～午後12時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設4</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設5</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設6</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>荷さばき施設No.</th> <th>荷さばき可能時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷さばき施設1</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設2</td> <td>午前6時00分～午後10時00分</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設3</td> <td>午前0時00分～午後12時00分</td> </tr> </tbody> </table>	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	株式会社ハローズ	午前0時	午後12時	株式会社コメリ	午前8時	午後10時	株式会社ザグザグ	午前8時	午後10時	株式会社ワツツ	午前8時	午後10時	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	株式会社ハローズ	午前0時	午後12時	株式会社コメリ	午前8時	午後10時	株式会社ザグザグ	午前8時	午後12時	株式会社ワツツ	午前8時	午後10時	荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯	荷さばき施設1	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設2	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設3	午前0時00分～午後12時00分	荷さばき施設4	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設5	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設6	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯	荷さばき施設1	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設2	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設3	午前0時00分～午後12時00分
小売業者名	開店時刻	閉店時刻																																																			
株式会社ハローズ	午前0時	午後12時																																																			
株式会社コメリ	午前8時	午後10時																																																			
株式会社ザグザグ	午前8時	午後10時																																																			
株式会社ワツツ	午前8時	午後10時																																																			
小売業者名	開店時刻	閉店時刻																																																			
株式会社ハローズ	午前0時	午後12時																																																			
株式会社コメリ	午前8時	午後10時																																																			
株式会社ザグザグ	午前8時	午後12時																																																			
株式会社ワツツ	午前8時	午後10時																																																			
荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯																																																				
荷さばき施設1	午前6時00分～午後10時00分																																																				
荷さばき施設2	午前6時00分～午後10時00分																																																				
荷さばき施設3	午前0時00分～午後12時00分																																																				
荷さばき施設4	午前6時00分～午後10時00分																																																				
荷さばき施設5	午前6時00分～午後10時00分																																																				
荷さばき施設6	午前6時00分～午後10時00分																																																				
荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯																																																				
荷さばき施設1	午前6時00分～午後10時00分																																																				
荷さばき施設2	午前6時00分～午後10時00分																																																				
荷さばき施設3	午前0時00分～午後12時00分																																																				

	荷さばき施設4 午前6時00分～午後10時00分
	荷さばき施設5 午前0時00分～午後12時00分
	荷さばき施設6 午前6時00分～午後10時00分
変更する年月日	平成31年2月5日
変更する理由	営業政策のため

2. 届出年月日

平成31年2月4日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成31年2月21日から平成31年6月21日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成31年6月21日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ